

佐世保競輪場大規模改修基本計画策定・基本設計業務

事業者募集要項

(公募型プロポーザル)

令和2年9月

佐世保市観光商工部競輪事務所

# I 概要

## 1 趣旨

佐世保競輪場の施設は、その多くが建設から相当の年数を経過し、老朽化が進んでいます。特にメインスタンド（審判棟を含む）は、昭和41年に建設され、築後50年以上が経過し老朽化が著しく、また、その周辺に発売所や食堂、情報協会、売店などの施設が分散しているため、お客様にとって利便性が悪く、競輪場運営にも非効率的なものとなっています。

そのため、メインスタンドと周辺施設を解体し、機能を集約した新施設を建設するにあたり、施設の基本計画策定と基本設計業務の受託者を公募するものです。

## 2 事業名等

- (1) 事業名：佐世保競輪場大規模改修基本計画策定・基本設計業務
- (2) 業務内容：別紙「佐世保競輪場大規模改修基本計画策定・基本設計業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：契約日から令和3年3月25日まで
- (4) 委託料：96,200千円（税抜）を上限とする。
- (5) 選定方法：公募型プロポーザル（事前審査型）

## 3 募集スケジュール（予定）

項目	日程
募集要項周知及び関係書類の配布	令和2年9月18日（金）から 令和2年10月6日（火）まで
参加申請書の提出	令和2年9月18日（金）から 令和2年10月6日（火）まで
資格審査及び結果通知	令和2年10月9日（金）
質問書の受付（資格審査合格者のみ）	令和2年10月14日（水）まで
質問書に対する回答	令和2年10月16日（金）
企画提案書と見積書の提出	令和2年10月19日（月）から 令和2年10月30日（金）まで
企画提案書の審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和2年11月
結果通知	令和2年11月

## 4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加できるものとする。

- (2) 参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- (4) 法人にあつては、登記後1年以上経過し、法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者であること。個人にあつては、営業を開始して1年以上経過し、申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (6) 国内の公営競技場（競輪、競馬、競艇、オートレース）の施設において、計画・設計を行った実績のある者
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者

## **5 参加の制限、参加資格の取り消し及び契約の非締結**

次に掲げる措置又は規制（以下「指名停止措置等」という。）のいずれかを受けた者は、参加できません。また、参加資格決定後あるいは受託候補者の決定から契約締結日までに指名停止措置等を受けた場合は、参加資格の取り消し又は契約を締結しないこととします。

- (1) 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成26年2月21日施行）に基づく指名停止措置
- (2) 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止措置
- (3) 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領（平成18年4月24日施行）に基づく指名停止措置
- (4) 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置（平成24年4月1日施行）に基づく指名除外措置
- (5) 佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和63年5月1日施行）に基づく指名除外措置
- (6) 佐世保市物品調達暴力団排除要綱（平成24年4月1日施行）に基づく指名除外措置
- (7) 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

## **6 募集要項周知及び関係書類の配布**

本業務に係る公募型プロポーザルの募集要項は、公告及び佐世保市ホームページ並びに佐世保

競輪ホームページで周知します。

- (1) 周知期間：令和2年9月18日（金）から令和2年10月6日（火）まで
- (2) 配布場所：担当部署及び佐世保市ホームページ又は佐世保競輪ホームページからのダウンロード
- (3) 配布期間：令和2年9月18日（金）から令和2年10月6日（火）まで
- (4) 配布書類：募集要項、仕様書、様式集

## **7 参加申請書の提出**

- (1) 提出期間：令和2年9月18日（金）から令和2年10月6日（火）まで  
郵送する場合は、令和2年10月6日（火）までに必着
- (2) 提出書類：参加申請書（様式第1号）及び添付書類 各1部
- (3) 提出方法：担当部署へ持参又は郵送  
事前に電話予約のうえ持参、郵送の場合は提出期間内必着とします。
- (4) 提出場所：担当部署
- (5) 辞退について：参加申請書の提出後に辞退される場合は、辞退届（様式第2号）を提出してください。

## **8 資格審査及び結果通知**

参加申請書提出者が参加資格に適合しているか審査のうえ、「参加資格審査結果通知書」により結果を通知します。

## **9 現場説明**

本業務に係る現場での説明会は行いません。施設の見学が必要な場合は、下記の指定する期間内に、事前に連絡のうえ行うことができます。

- (1) 期間：令和2年9月18日（金）から令和2年10月14日（水）まで  
ただし、土、日、祝日は除く
- (2) 時間：9時から16時まで

## **10 質問書の受付（資格審査合格者のみ）**

企画提案書の提出にあたり質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

- (3) 受付期間：令和2年10月9日（金）から令和2年10月14日（水）まで
- (4) 提出書類：質問書（様式第4号）
- (5) 提出方法：ファックス又は電子メールにて提出してください。

## **11 質問書に対する回答**

質問書に対する回答は、令和2年10月16日（金）までに、資格審査合格者のすべてに質問内容と併せて電子メールにより回答し、個別回答は行いません。

## **1.2 企画提案書と見積書の提出**

- (1) 提出期間：令和2年10月19日（月）から令和2年10月30日（金）まで
- (2) 提出書類
  - ① 企画提案書 11部（表紙に事業者名を記載したものを1部、記載しないものを10部）
    - ・原則として横書きとし、ページ番号を付すこと。
    - ・A4サイズとし、図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。
    - ・表紙に「佐世保競輪場大規模改修基本計画策定・基本設計提案書」と記載すること。
    - ・表紙に事業者名を記載した1部については、様式第5号及び様式第6号を併せて提出すること。
    - ・提案書類内部には、事業者名など会社名が特定される記載をしないこと。
    - ・提案書には、別表「審査基準及び配分表」の審査基準5項目について内容が確認できるよう記載すること。
  - ② 見積書 1部（様式は任意）
    - ・佐世保市長宛で作成すること。
    - ・見積書への押印は、法人の場合は法人名と代表者の双方の印、個人事業主の場合は個人印を押印すること。
    - ・提案事業経費及び内訳を記載すること。
- (3) 提出方法：担当部署へ持参または郵送  
事前に電話予約のうえ持参、郵送の場合は提出期間内必着とします。

## **II 審査方法等**

### **1 審査方法**

プレゼンテーション及び提案書類に対し、審議委員会において審査・評価を行います。

### **2 プレゼンテーション審査**

- (1) 日 時：令和2年11月予定（日時の詳細は、別途通知します。）
- (2) 場 所：佐世保市干尽町2番地5 佐世保競輪事務所3階 会議室
- (3) 実施時間：50分程度（プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度）
- (4) その他：
  - ①出席人数は、1企画提案者につき3名以内とします。
  - ②配置予定の管理責任者は必ず出席してください。
  - ③準備、撤収は審査前後の10分間で行っていただきます。
  - ④プレゼンテーションに必要な機材は、企画提案者で用意してください。
  - ⑤提案者名が特定される説明はしないでください。

### **3 受託候補者の選定方法**

審査の結果、合格基準点を超えた者のうち合計点が最も高い者を受託候補者として選定します。

(1) 評価基準及び配点表

別表「評価基準及び配点表」のとおり。

(2) 合格基準点

120点を合格基準点とし、合格基準点を下回る者は受託候補者選定の対象外とします。

(3) 最高得点と同じとなった者が複数の場合は、審議委員会にて審議し、いずれかの者を受託候補者として選定します。

(4) 受託候補者が契約を締結しない場合は、合格基準点を超えた者で次点となった者を受託候補者とします。

### **4 審査結果の通知**

すべての参加者に対し、参加申請書に記載のメールアドレスへ審査結果を送付します。

## **III 留意事項**

(1) 費用の負担

企画提案書及びその添付書類に係る費用等、応募に要する経費は提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

企画提案書等、佐世保市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(3) 提案者が1者のみの場合の取扱い

提案者が1者のみとなった場合は、審議委員会で審議し、1者での審査を行うかどうかを決定します。

(4) 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案を行うことはできません。

(5) 著作権

応募者から募集要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するものとします。ただし、佐世保市が受託候補者の公表等に必要な場合は、提案書の内容を無償で使用できるものとします。

(6) 資料の取扱い

佐世保市が提示する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、佐世保市の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とし、本プロポーザルに参加できません。

- ①期限を過ぎて提出書類の提出があった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本募集要項に違反すると認められる場合

#### IV 担当部署

佐世保市 観光商工部 競輪事務所（担当：川尻）  
 〒 8 5 7 - 0 8 5 2 長崎県佐世保市干尽町 2 番地 5  
 電 話 0 9 5 6 - 3 1 - 4 7 9 7  
 F A X 0 9 5 6 - 3 1 - 0 2 6 8  
 メールアドレス [keirin@city.sasebo.lg.jp](mailto:keirin@city.sasebo.lg.jp)

別表「評価基準及び配分表」

	審 査 基 準	配点
1	業務の実施体制	40
2	提案者の業務実績	30
3	業務の理解度及び取組意欲	50
4	提案内容の最適性	50
5	提案内容の実現性	30
	合 計	200